

特別免許状に係る教育職員検定基準

特別免許状は教育職員免許法第5条第1項各号のいずれにも該当せず、次の1～4のすべての基準を満たすと認められる者に授与する。

1 担当する教科に関する専門的な知識経験又は技能について

(確認書類) 実務に関する証明書、履歴書、学業成績証明書、卒業(修了)証明書及び各種経歴を証明する書類等

(検定基準) 次の①～③のいずれかに該当する者であること

- ① 学校教育法第1条に規定する学校又は別紙1に掲げる教育施設における教科に関する授業に携わった経験が、最低1学期間以上にわたること。
- ② 別紙2に掲げる教科に関する専門分野に関する勤務経験等(営利企業やその他の法人(社団法人、財団法人、NPO法人等)、外国にある教育施設等におけるもの)が、概ね3年以上あること。
- ③ 教科に関する専門的な知識経験又は技能に関して、別紙3に掲げる資格や実績を有すること。

2 社会的信望があり、かつ、教員の職務を行うのに必要な熱意と識見について

(確認書類) 教育職員検定及び免許状授与願、人物に関する証明書、宣誓書

(検定基準) 教育職員として適格な人材であること

3 教育職員に任命し、又は雇用しようとする者が、学校教育の効果的な実施に特に必要があるとする旨の推薦の妥当性について

(確認書類) 推薦書

(検定基準) 学校の教育課程への位置付けがあり、専門性、特殊性を求める場合等、必要性が認められること

4 身体について

(確認書類) 身体に関する証明書

(検定基準) 教員の職務を行うのに必要な健康状態であること

附則

この基準は、令和5年5月22日から施行する。

(別紙 1)

- 1 平成 3 年文部省告示第 9 1 号又は第 1 2 0 号により指定又は認定された在外教育施設
- 2 日本国内にある教育施設であって、幼稚園、小学校、中学校又は高等学校に対応する外国の課程と同等の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置づけられたもの
- 3 日本国内にある教育施設であって、その教育活動等について、次に掲げる団体の認定を受けたもの
 - アメリカ合衆国カリフォルニア州に主たる事務所が所在する団体であるウェスタン・アソシエーション・オブ・スクールズ・アンド・カレッジズ（略称 WASC）
 - アメリカ合衆国コロラド州に主たる事務所が所在する団体であるアソシエーション・オブ・クリスチャン・スクールズ・インターナショナル（略称 ACSI）
 - グレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国ハンプシャー市に主たる事務所が所在する団体であるカウンスル・オブ・インターナショナル・スクールズ（略称 CIS）
 - スイス連邦ジュネーブ市に主たる事務所が所在する団体であるスイス民法典に基づく財団法人である国際バカロレア事務局（略称 IBO）

(別紙 2)

- 1 企業等における教科と関連する専門分野に関する職業経験
- 2 外国にある教育施設における勤務経験
- 3 大学における助教、助手、講師経験
- 4 各種競技会等に向けた選手等としての活動
- 5 派遣された海外における教科と関連する専門分野の国際貢献活動の経験等

(別紙3)

- 1 外国の教員資格の保有
- 2 教科に関する専門的な知識経験又は技能を有すると認められる資格
- 3 修士号、博士号等の学位の保有（博士号取得者については、研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を身に付けたことを認められた者であることから、原則として専攻分野に相当する教科に関する専門的な知識経験を備えていることが想定される。）
- 4 各種競技会、コンクール、展覧会等における実績（特に、競技会においてはオリンピック競技大会等国際的な規模において行われるものに出場した者、日本選手権若しくはこれに準ずる全国規模の大会において優秀な成績を収めた者又はこれらの者を指導育成した実績を有する者については、原則として体育又は保健体育に関する専門的な知識経験を備えていることが想定される。また、音楽や美術、工芸、書道の教科に関連する世界規模で行われるコンクールや展覧会等に参加や出展する者や、全国規模のもので優秀な成績を収めた者は原則として当該教科に関する専門的な知識経験を備えていることが想定される。）
- 5 大学における教職科目のうち徳島県教育委員会が必要と認めるものの履修又は教職を志望する者を対象とした体系的な研修の受講の状況
- 6 学校現場における過去の勤務経験、免許状の授与に先立って行われる教員採用試験や模擬授業の実施による評価その他の徳島県教育委員会が優れた知識経験を有することを確認するために適切と認める事項の評価